

少額随意契約の基準額の引上げ等について

1 経緯

地方公共団体が行う工事や財産の買入れ等の契約のうち、予定価格が地方自治法施行令で定める基準額の範囲内で、かつ、地方公共団体の規則で定める額（本市は青森市財務規則第122条で規定）を超えないものについては、随意契約（以下「少額随意契約」という。）が可能とされています。

今般、国は、物価高騰や事務の効率化の観点から、令和7年4月1日を施行日として、地方自治法施行令を改正し、基準額を引き上げました。本市においても、少額随意契約の基準額をこれまでと同様、地方自治法施行令の上限額と同額まで引き上げるとともに、基準額の引上げに伴う所要の改正を行います。

2 改正内容

(1) 少額随意契約の基準額の改正

契約の種類に応じて、以下のとおり基準額を引き上げます。

契約の種類	改正後	現行
一 工事又は製造の請負	200万円	130万円
二 財産の買入れ	150万円	80万円
三 物件の借入れ	80万円	40万円
四 財産の売払い	50万円	30万円
五 物件の貸付け	30万円	30万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	50万円

※これまで少額随意契約の基準額と同額に設定していた、契約書作成が省略できる契約の金額、その他規則等の関連規定も合わせて改正します。

(2) 青森市事務の専決等に関する規程の改正

現行の規定より下位の職にあるものに専決させることにより、事務の一層の効率化を図ることを目的として、青森市事務の専決等に関する規程における支出関係事務及び契約関係事務について、専決可能な額を改正します。

3 改正する規則等

- ①青森市財務規則
- ②青森市競争入札参加資格等に関する規則
- ③青森市事務の委任及び補助執行に関する規則
- ④青森市事務の専決等に関する規程
- ⑤青森市財務規則・青森市財務規則施行マニュアル
- ⑥財務会計事務の基礎知識
- ⑦節別財務会計事務の解説【作業フロー】
- ⑧青森市建設工事及び業務委託請負契約に係る予定価格の事前公表に関する要領
- ⑨競争入札参加資格審査申請書提出要領・様式集（令和6・7年度随時資格審査）
- ⑩青森市競争入札参加者のための手引き
- ⑪契約事務の手引き
- ⑫青森市専決事項の一部委譲及び合議等事務処理要領

4 施行期日

令和7年10月1日（※同日以降に起案する契約執行何から適用）